

国 有 財 産 売 払 公 示 書 (先着順)

契約担当官  
千葉労働局長 小澤 真一

下記国有財産について、千葉労働局が実施した国有財産の一般競争入札において売払相手方が決まらなかったため、先着順で売払申請書を提出された方1名に限り申請を受理し、国有財産を売却します。

記

1 売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在                  | 地 目 | 面 積<br>(平方メートル) | 用途地域            | 建ぺい率<br>容 積 率 | 売却価格 (円) |
|----------|----------------------|-----|-----------------|-----------------|---------------|----------|
| 2701002  | 千葉市中央区川戸町<br>363 番 3 | 宅地  | 土地<br>165.05    | 第一種低層<br>住居専用地域 | 50 %<br>100 % | 614 万円   |

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産法第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 申請用紙等の配布

- (1) 申込案内及び申請書等関係書類は、公告日から平成28年5月20日(金)までの間、千葉労働局において配布します。

ただし、売却申請があり契約相手方が決定した時点で配布は終了となります。  
なお、物件調書等については、千葉労働局ホームページ上から確認できます。

- (2) 配布受付

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係

所在地：千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2F

電 話：043-221-4311

4 申請受付開始日時及び受付窓口

- (1) 受付期間

平成27年12月16日(水)9時から

\* 受付は土日祝日を除く9時から17時(12時から13時を除く)までとなります。

- (2) 受付窓口

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係

所在地：千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2F

## 5 申込受付期限

平成 28 年 5 月 20 日(金)17 時まで

ただし、申込状況により受付が終了となっている場合がありますので、必ず事前にご確認ください。

## 6 申請方法

申請をされる方は、「普通財産売払申請書」及び「誓約書」に、必要な事項を記載・押印（実印）のうえ、必要書類を添付して申請受付窓口へ持参してください。

### ○ 添付必要書類

#### ① 個人が申請する場合

・住民票抄本及び印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）

#### ② 法人が申請する場合

・登記事項証明書（現在事項全部証明書）及び印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）

・「役員一覧」（千葉労働局所定様式）

## 7 契約の締結

暴力団排除の推進に係る合意書に基づき、千葉県警察本部に対し照会を行い、『該当なし』の確認されたときに、売買契約を締結することとなります。

なお、契約書については、千葉労働局で作成します。

## 8 売買代金の支払方法

契約締結時に売買代金の 1 割以上を契約保証金として納付いただき、契約締結日を含めて 20 日以内（20 日目が土日祝日の場合は直前の金融機関の営業日）に売払代金と契約保証金の差額をお支払いいただきます。

## 9 その他

- (1) 物件の申込みにあたっては、一般競争入札の際に付した条件を継承します。
- (2) 物件は現状有姿による引渡しとなり、物件調書の記載と現況が異なる場合は、現況が優先します。
- (3) 売買代金に加え、所有権移転登録免許税及び契約書貼付印紙税等をご負担いただきます。
- (4) 先着順による売払いのため、すでに売却済みとなっている場合がありますので、事前に確認をお願いします。

## 10 問い合わせ先

千葉労働局総務部総務課会計第 2 係 森田・田中

電話 043-221-4311

以上公示する。